

お知らせ

2009年5月

SGA 性低身長症への成長ホルモン治療適応拡大に伴う「記入の手引き」改訂について

2008年10月16日に、SGA 性低身長症に対する成長ホルモン治療が承認されました。成長科学協会では、他の成長ホルモン治療適応疾患と同様に、SGA 性低身長症についても適応判定を行い、また、治療の有効性・安全性および使用状況に関する国内のデータを蓄積して参りますので、どうか、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それに伴い「記入の手引」を改訂いたしました。すなわち、

- ・「記入に当たっての注意」に SGA 性低身長症についての記載を追加しました。
- ・「適応判定基準」と「適応判定のフローチャート」に新たな項目として SGA 性低身長症を掲載しました。
- ・ヒト成長ホルモン治療適応判定依頼書（新規）は SGA 性低身長症用に新規に作成したものを使用します。
- ・ヒト成長ホルモン治療成績・中止・再開・転院報告書（継続）は従来の成長ホルモン分泌不全性低身長症・Turner 症候群・Prader-Willi 症候群に用いていたものを使用することにいたします。

成長科学協会における適応判定は、日本小児内分泌学会によるガイドラインおよび実施上の注意（日本小児科学会雑誌 111: 641-646, 2007、および日本小児内分泌学会ホームページ <http://jspe.umin.jp/pdf/SGA.GH2008.10.pdf>）、ならびにジェノトロピン添付文書（2008年10月改訂）に基づいて行います。

この適応判定は、あくまでも「成長ホルモン治療適応判定依頼書」の情報のみによって行います。的確な判定ができるように必要な情報を記入していただくようにしていますが、状況によっては、「適応なし」と判定された場合も追加情報によって治療適応があると判断すべき場合も推測されます。とくに、出生時身長・体重による SGA の判定や、成長障害をきたす疾患等の除外等については、SGA 性低身長症に特有の要件となっています。もし、適応判定に疑問がある場合には「異議申し立て」も可能ですので、その点についてもご配慮下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、SGA 性低身長症の GH 治療は 2009 年 5 月 1 日現在、小児慢性特定疾患の対象疾患に指定されていません。